# 兵庫教育大学言語表現学会会則

#### 第1条 【名 称】

本会は兵庫教育大学言語表現学会と称する。

#### 第2条 【目 的】

本会は、言語表現の研究に従事するとともに、会員相互の連絡と懇親をはかることを目的とする。

#### 第3条【会 員】

兵庫教育大学の言語系に関係する在学生・修了生・卒業生・教員及び本会の目的に賛同するものをもって会員 とする。

なお、本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は、本会に関係する、兵庫教育大学名誉教授、及び兵庫教育大学を停年退官した教員とする。

# 第4条 【事 業】

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1. 定期学会・研究会・講演会等の開催。
- 2. 学会誌の発行。
- 3. 総会・懇親会の開催。
- 4. 会員名簿の作成。
- 5. その他。

#### 第5条 【役 員】

本会に次の役員をおく。その任期は1年とし、総会で選任する。

- 1. 会 長 1名。
- 2. 運営委員 若干名。
- 3. 編集委員 若干名。
- 4. 会計監査 1名。

# 第6条 【会 費】

会費は、年額 2,000 円(学部生は、半額の 1,000 円)とする。

但し、会費でまかなえない分は、臨時経費として徴収することがある。

なお、年会費を2年間未納の者は自動的に退会したものとみなす。

# 第7条 【助成事業】

本会の会員に対し、研究活動を支援するための研究費を助成することができる。この助成に関する細則は別に 定める。

## 第8条 【事務局】

本会の事務局は、兵庫教育大学言語系の合同研究室におく。

## 附 則

会則の変更は、総会の議を経て行う。

昭和 55 (1980) 年 10 月 8 日議案

昭和62(1987)年 5月 30 日修正

平成 26(2014)年 7月 5日修正

平成 27(2015)年 7月 4日修正